（四十六）	（略）	（略）
（四十七）	（略）	（略）
（四十八）	壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火設備を令第百九条の八の認定を受けたものとする建築物	令第百九条の八に係る認定書の写し
（四十九）・（五十）	（略）	（略）
（五十一）	建築物の部分の構造を令第百十二条第三項の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第三項に係る認定書の写し
（五十二）、（六十一）	（略）	（略）
（六十二）	令第百二十八条の七第一項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物	令第百二十八条の七第一項に係る認定書の写し
（六十三）・（六十四）	（略）	（略）
（六十五）	（略）	（略）
（六十六）	特定主要構造部を令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の二の二第一項第一号ロに係る認定書の写し
（六十七）	増築又は改築に係る部分を令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の二の二第二項第一号ロに係る認定書の写し
（六十八）	外壁を令第百三十七条の二の四第一号ロの認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の二の四第一号ロに係る認定書の写し
（六十九）	増築又は改築に係る部分を令第百三十七条の四第一号ロの認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の四第一号ロに係る認定書の写し

（四十四）	（略）	（略）
（四十五）	（略）	（略）
（四十六）・（四十七）	（略）	（略）
（四十八）	建築物の部分の構造を令第百十二条第三項の認定を受けたものとする建築物	令百十二条第三項に係る認定書の写し
（四十九）、（五十八）	（略）	（略）
（五十九）	令第百二十八条の六第一項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物	令第百二十八条の六第一項に係る認定書の写し
（六十）・（六十一）	（略）	（略）
（六十二）	（略）	（略）